

第四百七十七回国参议院总务委员会会议录第四号

平成十二年三月二十一日(火曜日)

午後一時二分開会

委員の異動

三月十五日

中曾根弘文君

倉田 寛之君

吉川 春子君

市田 忠義君

三月十六日

森田 次夫君

福本 潤一君

山下 栄一君

吉川 春子君

三月十七日

倉田 寛之君

中曾根弘文君

中原 爽君

森田 次夫君

福本 潤一君

山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長 小川 勝也君

理事 海老原義彦君

委員 石井 道子君

森田 次夫君

菅川 健二君

千葉 景子君

堀 利和君

前川 忠夫君

木庭健太郎君

山下 栄一君

国務大臣

国務大臣 (総務庁長官) 統 訓弘君

政務次官 総務政務次官 持永 和見君

事務局側 常任委員会専門員 石田 祐幸君

阿部 幸代君  
吉川 春子君  
山本 正和君

統 訓弘君

持永 和見君

石田 祐幸君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件  
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小川勝也君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

理事の辞任についてお諮りいたします。

千葉景子君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認め、それでは、理事に広中和歌子君を指名いたします。

○委員長(小川勝也君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。統務局長官。

○国務大臣(統訓弘君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、平成十一年における公務員給与の改定、消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、平成十二年四月分から恩給年額を〇・二五％引き上げようとするものであります。ただし、恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が現行で六百十五万七千円以上に係るものについては据え置くこととしております。

第二点は、傷病者遺族特別年金及び実在職年六年年末の者に係る普通扶助料の最低保障額の上積みであります。

これは、低額恩給の改善のため、平成十二年四月分から傷病者遺族特別年金については二千万円、実在職年六年年末の者に係る普通扶助料の最低保障額については千円のそれぞれ上積みを行うものといたします。

第三点は、遺族加算の年額の増額であります。

これは、遺族加算の年額について、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るため、平成十二年四月分から、公務関係扶助料に係るものにあつては

十四万二千二百円に、傷病者遺族特別年金に係るものにあつては九万三千九百十円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

第四点は、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の改善であります。

これは、六十歳以上の短期在職の旧軍人に給する普通恩給またはその妻子に給する扶助料等について、老齢者、寡婦等の優遇の趣旨により、平成十二年四月分からその年額の計算の基礎となる仮定俸給の格付を一号俸引き上げようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小川勝也君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案 (恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、七〇九、〇〇〇円を「五、七二三、〇〇〇円に、「四、七五七、〇〇〇円を「四、七六九、〇〇〇円に、「三、九一七、〇〇〇円を「三、九二七、〇〇〇円に、「三、一〇〇、〇〇〇円を「三、一〇八、〇〇〇円に、

附則別表第一(附則第十三条関係)

| 階級       | 假定俸給年額     |
|----------|------------|
| 大將       | 八、三三四、六〇〇円 |
| 中将       | 七、四三四、六〇〇円 |
| 少将       | 六、二九一、四〇〇円 |
| 大佐       | 五、五〇三、一〇〇円 |
| 中佐       | 五、一七〇、一〇〇円 |
| 少佐       | 四、一二六、七〇〇円 |
| 大尉       | 三、四三三、六〇〇円 |
| 中尉       | 二、七三五、二〇〇円 |
| 少尉       | 二、三九二、八〇〇円 |
| 准士官      | 二、一六一、〇〇〇円 |
| 曹長又は上等兵曹 | 一、七五九、八〇〇円 |
| 軍曹又は二等兵曹 | 一、六五一、〇〇〇円 |
| 伍長又は二等兵曹 | 一、五九九、四〇〇円 |
| 兵        | 一、四五七、六〇〇円 |

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、八四八、〇〇〇円を「一、八五三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、六八二、〇〇〇円を「一、六八六、〇〇〇円」に、「一、三四九、〇〇〇円」を「一、三五二、〇〇〇円」に、「一、〇八六、〇〇〇円を「一、〇八九、〇〇〇円」に、「九五九、〇〇〇円を「九六一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

| 假定俸給年額     | 金          | 額 |
|------------|------------|---|
| 三、四三三、六〇〇円 | 三、七三五、七〇〇円 |   |
| 二、七三五、二〇〇円 | 二、九三八、〇〇〇円 |   |
| 二、三九二、八〇〇円 | 二、六四六、八〇〇円 |   |
| 二、一六一、〇〇〇円 | 二、三九二、八〇〇円 |   |

に、「四、五八二、七〇〇円を「四、五九四、二〇〇円」に、「三、三三三、三〇〇円を「三、二四一、四〇〇円」に、「二、七八〇、三〇〇円を「二、七八七、三〇〇円」に、「二、六四〇、二〇〇円を「二、六四六、八〇〇円」に、「二、一八五、七〇〇円を「二、一九一、二〇〇円」に、「二、〇四三、六〇〇円を「二、〇四八、七〇〇円」に、「一、九二九、一〇〇円を「一、九三三、九〇〇円」に、「一、八二二、七〇〇円を「一、八二七、二〇〇円」に、「一、六九八、九〇〇円を「一、七〇三、一〇〇円」に、「一、六四六、九〇〇円を「一、六五一、〇〇〇円」に、「一、五五二、七〇〇円を「一、五五六、六〇〇円」に、「一、三八三、九〇〇円を「一、三八七、四〇〇円」に、「一、三五〇、二〇〇円を「一、三五四、六〇〇円」に、「一、二九八、五〇〇円を「一、三〇一、七〇〇円」に、「一、四〇七、〇〇〇円を「一、四一一、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、附則別表第八)を「附則別表第六」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

附則第二十七条中「附則第十三条第四項を

「附則第十三条第二項」に、「百八十万九千円を

「百八十二万四千円」に、「百四十万七千円を

「百四十二万千円」に改める。

附則第四十二条第四項中「法律第八十一号を

「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年

法律第八十一号。以下「法律第八十一号」とい

う。」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

〇〇〇円」に、「二、五〇八、〇〇〇円を「二、五一四、〇〇〇円」に、「二、〇二八、〇〇〇円を「二、〇三三、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「六、〇七三、〇〇〇円を「六、〇八八、〇〇〇円」に、「五、〇三七、〇〇〇円を「五、〇五〇、〇〇〇円」に、「四、三二一、〇〇〇円を「四、三三三、〇〇〇円」に、「三、五五〇、〇〇〇円を「三、五五九、〇〇〇円」に、「二、八四八、〇〇〇円を「二、八五五、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、三三〇、八〇〇円を「五、三七四、二〇〇円」に、「四、九五二、二〇〇円を「四、九六四、六〇〇円」に、「四、七四六、一〇〇円を「四、七五八、〇〇〇円」に、「四、五八二、七〇〇円を「四、五九四、二〇〇円」に、「三、三三三、三〇〇円を「三、三四一、四〇〇円」に、「三、〇八三、二〇〇円を「三、〇九〇、九〇〇円」に、「二、七八〇、三〇〇円を「二、七八七、三〇〇円」に、「二、二七二、一〇〇円を「二、二七七、八〇〇円」に、「一、八五、七〇〇円を「一、一九一、二〇〇円」に、「一、〇四三、六〇〇円を「一、〇四八、七〇〇円」に、「一、九八七、〇〇〇円を「一、九九二、〇〇〇円」に、「一、九二九、一〇〇円を「一、九三三、九〇〇円」に、「一、六九八、九〇〇円を「一、七〇三、一〇〇円」に、「一、五五二、七〇〇円を「一、五五六、六〇〇円」に、「一、四〇七、〇〇〇円を「一、四一一、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、三三〇、八〇〇円を「五、三七四、二〇〇円」に、「四、九五二、二〇〇円を「四、九六四、六〇〇円」に、「四、七四六、一〇〇円を「四、七五八、〇〇〇円」に改める。

〇〇〇円を「一、八四四、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、三三〇、八〇〇円を「五、三七四、二〇〇円」に、「四、九五二、二〇〇円を「四、九六四、六〇〇円」に、「四、七四六、一〇〇円を「四、七五八、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六の二から附則別表第八までを削る。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「附則第十三條第四項」を「附則第十三條第二項」に、「百四十万七千円」を「百四十一万千円」に改める。

別表中「附則第十三條第四項」を「附則第十三條第二項」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成十一年四月分」を「平成十二年四月分」に改め、同項の表中「一、二一九、九〇〇円」を「一、一三二、七〇〇円」に、「八四七、四〇〇円」を「八四九、五〇〇円」に、「二六七、九〇〇円」を「六七九、六〇〇円」に、「五六五、〇〇〇円」を「五六六、四〇〇円」に、「七九〇、〇〇〇円」を「七九二、〇〇〇円」に、「五九二、五〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」に、「四七四、〇〇〇円」を「四七五、二〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「三九八、〇〇〇円」に改め、同條第四項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第二項の表中「四、三二五、一〇〇円」を「四、三六三、〇〇〇円」に、「三、六二九、九〇〇円」を「三、六三九、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、〇〇七、五〇〇円」に、「二、三七八、〇〇〇円」を「二、三八三、九〇〇円」に、「九三三、九〇〇円」を「九三八、七〇〇円」に、「一、五六七、二〇〇円」を「一、五七一、一〇〇円」に

「一、四二四、六〇〇円」を「一、四二八、二〇〇円」に、「二九六、六〇〇円」を「二九九、八〇〇円」に、「一、〇四二、五〇〇円」を「一、〇四五、一〇〇円」に、「八四二、五〇〇円」を「八四四、六〇〇円」に、「七四一、一〇〇円」を「七四三、〇〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第二項中「十三万九千七百円」を「十四万二千二百円」に改める。

附則第十五條第二項中「三十九万六千五百円」を「三十九万九千五百円」に、「二十九万七千四百円」を「二十九万九千六百円」に改め、同條第四項中「九万九千九百円」を「九万三千九百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下、法律第五十五号)という。附則第十條第一項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」という)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」という)を除く)に給する普通恩給又はこれら者の遺族に給する扶助料については、平成十二年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十條において同じ)の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く)については、平成十二年四月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の同條第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成十二年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成十二年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成十二年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成十二年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く)を、改正後の同條第二項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)次条において「法律第五十一号」という。附則第十四條第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十二年四月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

正後の同項に規定する年額に改定する。

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十二年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(改正後の法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)に改定する。

(職權改定)

第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二條 平成十二年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二條又は第十條の規定による改定を行わなかつた場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表(附則第二條関係)

| 恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額 | 仮定俸給年額     |
|----------------------|------------|
| 一、一四四、一〇〇円           | 一、一四七、〇〇〇円 |
| 一、一九四、八〇〇円           | 一、一九七、八〇〇円 |

|            |            |
|------------|------------|
| 一、二四六、九〇〇円 | 一、二五〇、〇〇〇円 |
| 一、二九八、五〇〇円 | 一、三〇一、七〇〇円 |
| 一、三五二、二〇〇円 | 一、三五四、六〇〇円 |
| 一、三八三、九〇〇円 | 一、三八七、四〇〇円 |
| 一、四一六、八〇〇円 | 一、四二〇、三〇〇円 |
| 一、四五四、〇〇〇円 | 一、四五七、六〇〇円 |
| 一、五〇七、〇〇〇円 | 一、五一〇、八〇〇円 |
| 一、五五二、七〇〇円 | 一、五五六、六〇〇円 |
| 一、五九五、四〇〇円 | 一、五九九、四〇〇円 |
| 一、六四六、九〇〇円 | 一、六五一、〇〇〇円 |
| 一、六九八、九〇〇円 | 一、七〇三、一〇〇円 |
| 一、七五五、四〇〇円 | 一、七五九、八〇〇円 |
| 一、八一二、七〇〇円 | 一、八一七、二〇〇円 |
| 一、八八四、〇〇〇円 | 一、八八八、七〇〇円 |
| 一、九二九、一〇〇円 | 一、九三三、九〇〇円 |
| 一、九八七、〇〇〇円 | 一、九九二、〇〇〇円 |
| 二、〇四三、六〇〇円 | 二、〇四八、七〇〇円 |
| 二、一五五、六〇〇円 | 二、一六一、〇〇〇円 |
| 二、一八五、七〇〇円 | 二、一九一、二〇〇円 |
| 二、二七一、一〇〇円 | 二、二七七、八〇〇円 |
| 二、三八六、八〇〇円 | 二、三九二、八〇〇円 |
| 二、五二一、七〇〇円 | 二、五二〇、〇〇〇円 |
| 二、五七八、五〇〇円 | 二、五八四、九〇〇円 |
| 二、六四〇、二〇〇円 | 二、六四六、八〇〇円 |
| 二、七二八、四〇〇円 | 二、七三五、二〇〇円 |
| 二、七八〇、三〇〇円 | 二、七八七、三〇〇円 |
| 二、九三〇、七〇〇円 | 二、九三八、〇〇〇円 |
| 三、〇〇五、四〇〇円 | 三、〇一二、九〇〇円 |

|            |            |
|------------|------------|
| 三、〇八三、二〇〇円 | 三、〇九〇、九〇〇円 |
| 三、一三三、三〇〇円 | 三、二四一、四〇〇円 |
| 三、三八四、五〇〇円 | 三、三九三、〇〇〇円 |
| 三、四二四、〇〇〇円 | 三、四三二、六〇〇円 |
| 三、五四九、〇〇〇円 | 三、五五七、九〇〇円 |
| 三、七二六、四〇〇円 | 三、七三五、七〇〇円 |
| 三、九〇二、一〇〇円 | 三、九一一、九〇〇円 |
| 四、〇一〇、六〇〇円 | 四、〇二〇、六〇〇円 |
| 四、一一六、四〇〇円 | 四、一二六、七〇〇円 |
| 四、三三一、二〇〇円 | 四、三四二、〇〇〇円 |
| 四、五四一、四〇〇円 | 四、五五二、八〇〇円 |
| 四、五八二、七〇〇円 | 四、五九四、二〇〇円 |
| 四、七四六、一〇〇円 | 四、七五八、〇〇〇円 |
| 四、九五二、二〇〇円 | 四、九六四、六〇〇円 |
| 五、一五七、二〇〇円 | 五、一七〇、一〇〇円 |
| 五、三六〇、八〇〇円 | 五、三七四、二〇〇円 |
| 五、四八九、四〇〇円 | 五、五〇三、一〇〇円 |
| 五、六二六、三〇〇円 | 五、六四〇、四〇〇円 |
| 五、八九〇、二〇〇円 | 五、九〇四、九〇〇円 |

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が五、八九〇、二〇〇円を超える場合においては、当該俸給年額を、仮定俸給年額とする。

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第四九四号)
- 一、建設省における男女共同参画社会形成に関する請願(第四九五号)(第四九六号)(第四九七号)(第四九八号)(第五五三号)(第六七五号)

号(第七二二号)

第四九四号 平成十二年三月三日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願  
 請願者 東京都立川市一番町六ノ一七ノ一

ノ二五ノ二〇三 米山千賀子 外

九百九十九名

紹介議員 畑 恵君

この請願の趣旨は、第四〇一号と同じである。

第四九五号 平成十二年三月三日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 愛知県新城市一織田字小深田二

四 原邦義 外百名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。

第四九六号 平成十二年三月三日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 名古屋市名東区高針四ノ八六三

三井とし子 外九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。

第四九七号 平成十二年三月三日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 名古屋市守山区小幡南一ノ一

〇ノ五〇一 伊藤久美子 外九十

九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。

第四九八号 平成十二年三月三日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 三重県伊勢市藤里町一ノ七七 山

口博司 外九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。

第五五三号 平成十二年三月六日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 三重県飯南郡飯高町宮前一、七五

〇 中村英司 外九十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。

第六七五号 平成十二年三月九日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 三重県松阪市山室町八五六 井田

ちづる 外九十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。

第七一二号 平成十二年三月九日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 三重県四日市市赤水町一、三〇九

ノ二 山本剛 外九十九名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。





平成十二年三月三十一日印刷

平成十二年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B